

第 67 回 CDM 理事会傍聴出席報告

2012 年 5 月 17 日

2012 年 6 月 6 日改訂

海外環境協力センター (OECC)

■ 概要

日時： 2012 年 5 月 7 日 (月) ～5 月 11 日 (金)

場所： UN Campus (ドイツ・ボン)

- 議題： 1. 議題の採択
2. ガバナンス・管理事項
3. 判定 (個別案件)
4. 規制事項
5. 各種フォーラム及び関係者との関係
6. その他



出席者：メンバー20名中、19名が出席、1名が欠席した。

	地域	理事	代理理事
国連地域	アフリカ	Mr. Victor Kabengale コンゴ民主共和国/環境・自然保護・観光省	Ms. Fatou Gaye ガンビア/森林・環境省
	アジア	Mr. Shafqat Kakakhel パキスタン/気候変動タスクフォース	Mr. Hussein Badarin ヨルダン/環境省
	東欧	Ms. Diana Harutyunyan アルメニア/自然保護省	Ms. Natalie Kushko ウクライナ/国家環境投資庁
	南米・カブ海	Mr. Antonio Herta-Goldman ¹ メキシコ/REHOVOT 社	Mr. Eduardo Calvo Buendia ² ペルー/サンマルコス大学
	西欧・その他	Mr. Martin Hession 英国/エネルギー・気候変動省	Mr. Thomas Bernheim 欧州委員会/気候行動総局
附属書 I 国		Mr. Martin Cames ドイツ/エコ研究所	Ms. Pauline Kennedy 豪州/気候変動・エネルギー効率省
		Mr. Kazunari Kainou (戒能一成 氏) 日本/(独)経済産業研究所	Mr. Peer Stiansen ノルウェー/環境省
非附属書 I 国		Mr. Maosheng Duan 中国/清華大学エネルギー経済研究所	(空席 ³) Mr. Paulo Manso コスタリカ/DNA アドバイザー・コンサルタント

¹ 前任者の Pacheco 氏 (エクアドル外務・貿易・統合省) は任期途中で退任。(任期は 2012 年末まで。)

² 前任者の Castaneda 氏 (グアテマラ天然資源環境省) は任期途中で退任。(任期は 2012 年末まで。)

³ CMP7 での指名がなされず、新たな代理理事が指名されるまで暫定的に Manso 氏が昨年度に引き続き在任。

	Mr. José Miguez ブラジル/科学技術省	(空席 ⁴) Ms. June Hughes(※欠席) セントキッツネイビス/持続可能開発省
小島嶼国連合	Mr. Hugh Sealy グレナダ/セントジョージ大学	Mr. Amjad Abdulla モルディブ/環境エネルギー水資源省

※ オブザーバー：計 4 名

1. 議題の採択

1.1-1.2 議題の採択

出席者が確認され、議題がすべて原案通り採択された。

1.3 議題に関する外部コメント

(DOE/AE フォーラム代表)

Werner Betzenbichler 氏 (DOE/AE フォーラム代表) より、特定の議題について意見が述べられ、それらが留意された。主に、「Materiality (重要性) の概念に関するガイドライン」について、概念の明確化やガイドラインに含めるべきでない表現 (例：DOE は誤ったデータについて報告しなければならない) などが提案されたほか、「CDM 認定基準」改定案について、二酸化炭素回収・貯留 (CCS) などの複雑技術分野 (表 1 参照⁵) における OE の適格性要件への一定の緩和措置などが求められた。

2. ガバナンス・管理事項

2.1 メンバーシップに関する事項

議題についてメンバー間で利害対立がないことが確認された。

2.2 戦略計画・方針

(CDM 政策対話の活動状況⁶)

(1) CDM 管理状況、(2) 影響、(3) 将来見通し、の 3 分野における専門家を介した調査・分析、及び利害関係者との対話が進められている旨報告がなされた。作業結果は全て、専用ウェブサイト (<http://www.cdmpolicydialogue.org/>) に発表されることとなっている。

⁴ CMP7 での指名がなされず、新たな代理理事が指名されるまで暫定的に Hughes 氏が昨年度に引き続き在任。

⁵ 表 1：CDM 対象分野 (スコープ 1~16) で複雑技術領域と定義される分野 (「CDM 認定基準 Ver4.0」より)

スコープ	分野	技術領域
1	エネルギー産業	化石燃料・バイオマス・太陽光利用火力発電 (技術領域 No : TA1.1)
4	製造業	すべて
5	化学産業	すべて
8	鉱業・無機鉱業	石油・ガス産業、炭鉱メタン回収・利用 (技術領域 No : TA8.2)
10	燃料からの漏洩	石油・ガス産業、炭鉱メタン回収・利用 (技術領域 No : TA10.2)
11	HFC・SF6 製造及び消費による漏洩	化学製造産業 (技術領域 No : TA11.1)
12	溶剤使用	すべて
16	二酸化炭素貯留・回収 (CCS)	すべて

⁶ CDM 政策対話 (CDM Policy Dialogue) とは、CDM の今後のあり方について議論するために、EB 要請のもと設置された組織で、ハイレベルパネリスト 11 名により構成される。第一回会合が 2012 年 2 月 14 日~15 日に開催された。調査・対話結果を 2012 年 9 月開催予定の EB69 にて、提言レポートとして発表することが目指されている。

(炭素市場の動向)

事務局より、ここ数カ月にわたり CDM 開発が加速している旨報告がなされた。同報告によると、CDM 申請件数は年明け以降増加傾向にあり、4 月の月ベース有効化審査件数は過去最高の 325 件に達した。

また、各地の新メカニズムに関する開発状況についての報告もなされた。それによると、中国の複数の都市において、排出権取引制度の導入または検討がされている。また、韓国でもこのほど、2015 年から導入予定の排出権取引制度⁷が国会で可決された⁸。事務局に対し、新メカニズムに関する調査継続が要請された。

2.3 パフォーマンス管理

EB66 で採択された「2012 年 CDM 作業計画」について、優先作業や追加の作業などが確認された。

2.4 理事会及び支援機関関連の議題

(CDM 融資スキーム⁹)

4 月のアフリカ・カーボン・フォーラムにおいて、CDM 融資スキームが正式に発足された。現在、執行機関である国連プロジェクト・サービス機関 (UNOPS) 及び国連環境計画 Risoe センター (UNEP Risoe Centre on Energy, Climate and Sustainable Development (URC)) のもとで、今年の融資対象国が検討されており、6 月末に応募が締め切られ、9 月 6 日に第一号案件が決定される予定となっている (第二号案件に関しても、近く募集を開始、11 月 21 日に対象案件の決定がなされる予定となっている)。

(二酸化炭素回収・貯留 (CCS))

CCS などの複雑技術分野における審査機関の認定資格の追記を含む「CDM 認定基準」の改定 (Ver 04.0) が合意された。また、CCS 方法論に関するワーキンググループの設置が決定され、同 WG の議長と副議長に理事会メンバーからそれぞれ、Jose Miguez 理事 (ブラジル科学技術省)、Pauline Kennedy 代理理事 (豪州気候変動・エネルギー効率省) が選出された。残りのメンバー¹⁰、ならびに同ワーキンググループの実施要項 (TOR) については、次の EB68 にて決定される見通し。

(理事会決定・文書)

理事会での決定及び文書の効力をタイプごとに解説した文書の修正案が承認された。

(パネル・ワーキンググループ)

各パネル・ワーキンググループの 2012 年度メンバーが決定された¹¹。CDM 登録、CER 発行、及びクレジット発行期間更新におけるレビュー作業について、登録・発行チーム (RIT) に対し、電子メール等を通じた作業情報の共有及びレビュー結果の定期報告などを実施するよう要請することとなった。これに伴い RIT の実施要綱 (TOR) も更新された。

⁷ 韓国の排出権取引制度 (ETS) では、CER 利用や他の ETS とのリンクが検討されている。

⁸ 事務局より、5 月 14 日からドイツ・ボンで開催される補助機関会合に合わせて開くワークショップで、市場間のリンクの可能性について議論する予定である旨報告があった。

⁹ 融資対象国の条件として、その年の 1 月 1 日時点で、登録済み CDM 案件が 10 件未満 (Fewer than 10 CDM) であること、LCDs と SIDS に区分されない国に対しては、支援対象となった CDM 案件からのクレジット発行年の CER 量が年間 1 万 5,000 トン以上見込めること、LCDs と SIDS 国では同様の条件下で 7,500 トンであること、などがある。

¹⁰ 近く CCS に関するワーキンググループ構成メンバーに関するパブリックコメントが UNFCCC-CDM ウェブサイトを通じて実施される。

¹¹ CDM 認定パネルのメンバーには日本から大坪考至氏 ((公財) 日本適合性認定協会)、方法論パネルに山口建一郎氏 (三菱総合研究所) が選出されている。

2.5 パネル・ワーキンググループの活動報告

(CDM 認定パネル (CDM-AP))

CDM-AP より、第 59 回会合について報告がなされた。

(方法論パネル (MP))

MP より、第 55 回会合について報告がなされた。

(小規模 CDM ワーキンググループ (SSC WG))

SSC WG より、第 36 回会合について報告がなされた。

(植林・再植林ワーキンググループ (AR WG))

AR WG より、第 35 回会合について報告がなされた。

3. 個別案件

3.1 DOE 認定

(新規認定：有効化審査・検証)

下記OEが新たに認定された。

- Foundation of Industrial Development Management System Certification Institute (FID-MSCI) (タイ) (スコープ 1、3、4、13、15)

(半年間の認定期間延長)

下記のOEの半年間の認定資格延長が決定された。

- Ernst & Young Associés (EYG) (フランス) (スコープ 14)

(3年間の認定期間延長)

下記OEの認定資格の3年間延長が決定された。

- TÜV SÜD Industrie Service GmbH (TÜV SÜD) (スコープ 1-15)
- Korea Energy Management Corporation (KEMCO) (スコープ 1-15)
- Swiss Association for Quality and Management Systems (SQS) (スコープ 1-15)
- China Environmental United Certification Center Co., Ltd (CEC) (スコープ 1-15)
- Perry Johnson Registrars Carbon Emissions Services (PJRCS) (スコープ 4)

(認定資格停止)

KPMG AZSA Sustainability (KPMG-AZSA) (KPMGあずさサステナビリティ)¹² (スコープ1-15)より認定資格の自発的撤回が申請され、承認された。

3.2 -3.3 登録

2012年5月11日時点で、登録済みPoAは17件、CDMは4,097件に達した旨確認された。本会合で新たに登録された事業は、PoAが0件、CDMが3件となった。

(登録承認)

¹² EB66で、定期実地調査で問題が指摘され、12か月以内にそれを是正するよう求められていた。

参照No	プロジェクト名	投資国	DOE
5219	「もみ殻を利用した1.6MW規模コージェネレーション発電」“1.6 MW Bundled Rice Husk Based Cogeneration Plant by M/s Milkfood Limited in Patiala (Punjab) & Moradabad (U.P) Districts” (インド)	該当なし	TÜV NORD
5313	「タミル・ナドゥ州コイナトール地区ボラチでの10MW規模バイオマス発電」“10 MW Biomass based power Plant at Pollachi, Coimbatore district, Tamil Nadu” (インド)	該当なし	DNV
5356	「Fil-Am Foods社メタン回収・発電プロジェクト」“Fil-Am Foods Inc. (FFI) Methane Recovery and Electricity Generation Project” (フィリピン)	英国	DNV

(登録却下)

下記2件の事業の登録が却下された。エクアドルにおける随伴ガス回収・発電事業については、事業者及びDOEから十分な追加性ツールの解釈(interpretation)が得られなかったことが理由として挙げられた。

参照No	プロジェクト名	投資国	DOE
5291	「メーソット市における廃水管理バイオガス利用」“Maesod Wastewater Treatment and Biogas Utilisation Project” (タイ)	スイス	RINA
4722 ¹³	「ペトロアマゾナス社15施設での随伴ガス回収・発電」“Recovery and Utilization of Associated Gas to Optimize Power Generation at ETROAMAZONAS Block 15 Facilities” (エクアドル)	フィンランド、スウェーデン	DNV

3.4 発行

(新規発行)

下記5件の事業においてCERの発行が新たに認められた。

参照No	プロジェクト名	投資国	DOE
1186	「Hartalega社バイオマス火力発電」“Biomass thermal energy plant – Hartalega Sdn.Bhd, Malaysia” (マレーシア)	英国	SQS
1568	「マハーラーシュトラ、ナーグプル地区Heti村でのバイオマス残渣による6MW規模のコージェネレーション発電」“6 MW Biomass residue based cogeneration unit by MPML at Village Heti (Surla), District Nagpur in Maharashtra, India” (インド)	該当なし	TÜV NORD
1859	「中国福建省莆田市LNG発電」“China Fujian Putian LNG Generation Project” (中国)	日本(三菱商事)	BVCH
2185	「ペラク州シティワンでのSungai Kerangパーム油工場メタン回収・発電」“Methane Capture and On-site Power Generation Project at Sungai	英国	SIRIM

¹³ EB65以降、追加性ツールの解釈(interpretation)に合意できないことを理由に登録承認の決定が延期されている。

	Kerang Palm Oil Mill in Sitiwan, Perak, Malaysia” (マレーシア)		
2135	「Amayo 40MW規模風力発電」 “Amayo 40 MW Wind Power Project –Nicaragua” (ニカラグア)	該当なし	DOE

(追加発行)

下記3件の事業において、PDD記載内容の変更及びCER追加発行が認められた。

参照No	プロジェクト名	投資国	DOE
0248	「La Higuera水力発電」 “La Higuera Hydroelectric Project, Chile” (チリ)	該当なし	SGS
0672	「BRTボゴタ・トランスミレニオ・フェーズII-IV」 “TransMilenio “BRT Bogotá, Colombia: TransMilenio Phase II to IV” (コロンビア)	オランダ	SGS
1257	「Dawarikeshでの電力容量増強プロジェクト」 “Power capacity expansion project at Dwarikesh” (インド)	該当なし	SGS

4. 規制事項

4.1 基準・ツール

(a) CDM 認定基準¹⁴ (基準 (Standard) : 規格及び義務的なパフォーマンスのレベルを指す)

「CDM 認定基準改定版(Ver04.0)」が採択され、2012年6月12日から適用されることとなった(ただし、今回新たに加わった CCS 分野における認定申請の受け付けは、5月12日から開始される)。

※改定の背景：EB63においてCDM認定基準のうち、特にDOEの技量に係る内容について改善の必要性が示された。具体的な改定の目的として、CDMの継続的实施のためにDOEの技量 (Competence requirement) 及び人的資源に関する要件の明確化及び整合性を図ることとされている。

EB67で採択された認定基準の改定内容を表2に示す。

表2. CDM認定基準 (Ver04.0) の主な改定内容

a) セクタ ルスコープ	新たに CCS (スコープ 16) が加わり、技術領域として複雑技術分野に区分された。
b) 学歴	CCS における必要学歴として、CCS に関する教育またはそれと同等の教育を受けたものとされた。
c) 職務経験	CCS など複雑技術分野における DOE 資格として、同様分野において少なくとも3年以上の職務経験があることとされた。
d) 経過措置	上記 c) の要件を満たしていなくとも、① 2012年5月11日以前に DOE 信認を取得し、② 2012年5月11日から4年以内に複雑技術分野におい

¹⁴ CDM 認定基準とは OE 間において CDM の継続的实施と共有理解を促進するために設計された基準のこと。

	て少なくとも3度のCDM審査を経験した技術エキスパートを所有したOEで、③ 2012年5月11日までに、それらの審査過程を経て登録されたCDMからCERが発行されている場合は、認定基準を満たすと定められた。
e)期間	d)の経過措置の期間を2011年5月17日から2012年5月11日に変更。
f)人材管理	新たにAE/DOEに対し、有効性、検証及びテクニカルレビューに係る人材評価及び選定に係る手順の実行・継続及び文書化を定着させるという基準が加わった。
g)人材検証	CDM審査に係る人材のパフォーマンスが十分に満足するものか、また的確な能力が維持されているかを、現場評価を含めて、継続的にモニタリングする手順の実行・継続及び文書化を定着させるという基準が加わった。

(b) CDM及びPoAに関する基準

サンプルサイズ及び信頼性算定に焦点を当てたベストプラクティス事例案が採択された。PoAのダブルカウント防止として、事務局に対し、具体的に想定される影響及びベースラインの決定手順についてのガイドラインを作成するよう要請した。

(c) 大規模方法論

(新規方法論)

下記2件の方法論が新たに承認された。

- AM0104「メリットオーダー型経済給電を有する国における電力系統配線」(“Interconnection of electricity grid in countries with economic merit order despatch”)【スコープ：1(エネルギー産業)方法論の詳細はEB67 Report Annex7を参照】
- ACM0021「キルン設計改善・メタン除去による木炭製造時の排出削減」(“Reduction of emissions from charcoal production by improved kiln design and/or abatement of methane”)【スコープ：4(製造業)方法論の詳細はEB67 Report Annex8を参照】

(承認済方法論の改定)

下記7件の方法論が改定された。

- AM0030「第一次アルミニウム精錬施設における陽極効果の緩和によるPFCの排出量削減」
- AM0074「フレア放出処理のあった浸透ガスを利用した新規グリッド接続発電プラントのための方法論」
- AM0103「独立グリッドにおける再生可能エネルギー発電」
- ACM0001「埋立処分場ガスのフレア処理又は利用」
- ACM0002「再生可能エネルギーを利用した電力網に接続する発電のための統合化方法論」、ACM0005「セメント生産における混合物増加」
- ACM0007「シングルサイクル発電からコンバインドサイクル発電への変換」

(一時停止の方法論)

下記の方法論については、一時停止のままとなった。ベースライン方法論手続に不十分な点がある等の指摘がなされた¹⁵。

- AM0013「低GHG排出強度技術を用いたグリッド接続新規化石燃料火力発電設備のための統合方法論」“Consolidated baseline and monitoring methodology for new grid connected

¹⁵ 同方法論は、EB65で一時停止が決定された。

fossil fuel fired power plants using a less GHG intensive technology”【Version : 4.0.0 ス
 コープ : 4 (製造業) 案件数 : 6 件】

(d) 小規模方法論

(新規方法論)

下記 2 件の小規模方法論が新たに承認された。

- AMS-III.BA 「E-waste 回収・利用」 (“Recovery and recycling of materials from E-waste”) 【スコープ : 13 (廃棄物処理・処分) 方法論の詳細は EB67 Report Annex16 を参照】
- AMS-III.BB 「グリッド延伸又は身にグリッドによるコミュニティの電化」 (“Electrification of communities through grid extension or construction of new mini-grids”) 【スコープ : 2 (エネルギー供給) 方法論の詳細は EB67 Report Annex17 を参照】

(承認済方法論の改定¹⁶⁾)

下記4件の方法論が改定された。

- AMS-I.A 「利用者による発電」
- AMS-II.K 「商業ビルにエネルギー供給するコジェネレーション又はトリジェネレーションの導入」
- AMS-III.F 「コンポスト化によるメタン排出の回避」
- AMS-III.Z 「レンガ製造における燃料転換、工程改善及びエネルギー効率改善」

(ガイドライン)

事務局に対して、再生可能エネルギーを利用した自家発電 (オフグリッド) 技術及びその種の小規模発電などの自動追加性証明の適用を認めるマイクロスケール技術のポジティブリストを提案するよう要請がなされた¹⁷。

(d) 植林・再植林方法論

(承認済方法論・ツールの改定)

下記2件の方法論ツールが改定された。

- 「A/R CDM プロジェクト活動に起因する枯死木及び落葉落枝の炭素蓄積量及び炭素蓄積量の推計に関する方法論ツール」
- 「A/R CDM プロジェクトでの地上部の樹木バイオマス算定のための容積方程式の妥当性証明に関する方法論ツール」

4.2 手順事項

CCS に関する「PDD 作成ガイドライン」及び「ベースライン&モニタリング方法論ガイドライン」が採択された¹⁸。また、CCS に関するベースライン&モニタリング方法論の申請・検討のための手順も合わせて採択された。

「PoA に関する PDD 作成ガイドライン」、「植林・再植林 PoA に関する PDD 作成ガイドライン」、「小規模 CDM に関する PDD 作成ガイドライン」、「小規模植林・再植林 PoA に関する PDD 作成ガ

¹⁶ いずれも 5 月 25 日から適用となる。

¹⁷ 小規模プロジェクトにおける追加性評価をより簡素化することをめざしたもの。

¹⁸ 「CCS の CDM 化に関する規約及び手続 (CMP7 決定 10)」に基づき、PDD ガイドラインでは、貯留サイトの評価、財務規約、リスク評価 (漏えいした場合の人体・生物に対する影響評価やその対応措置)、貯留サイトの開発・管理計画、プロジェクト責任、関連法・規制の適応性などの項目の追記、方法論ガイドラインでは、貯留サイトとなる土地の地質データや特性評価などが盛り込まれた。

イドライン)の一部が改定された。

近く開催予定の DOE 向けワークショップへ EB から Hession 副議長、戎能理事、Stiansen 代理理事の 3 名が出席することが決定した。本ワークショップでは、過去の有効化、検証またはクレジット認証報告において重大な欠陥が見つかった場合の対応手順に関して DOE と協議することが予定されている。

4.3 政策事項

(CDM 認定基準)

DOE/AE 適格性要件 (competence requirements) に関する検討に基づき、CDM 認定基準に示される経過措置 (Transitional measure) の期間が 2012 年 5 月 17 日から 2013 年 6 月 17 日に延長された。

(持続可能な開発に係るコベネフィットの実施手順)

持続可能な開発の基準を定める特権を維持しながら、CDM プロジェクトにより生じるコベネフィットを自主的に実施することを促すための手順案 1~4 が示され、このうち、案 2 を検討案として次の EB68 で具体案が示されることとなった。手順案 2 は、プロジェクト申請時に当該プロジェクトが持続可能な開発を担保しうるものであることを申請し、また、プロジェクト実施後に修正があれば通達を行うもの。ただ、これらはいくまでプロジェクト開発者の自主的实施に基づくとされている。

(未開発地域における政策事項)

抑圧された需要 (suppressed demand) の概念に基づく未電化地域におけるベースライン算定検討の対象となる方法論として 10 件の方法論がリスト化された。

- AM0025 「代替廃棄物処理プロセスによる有機性廃棄物からの排出回避」
- AM0046 「家庭への高効率電球の配布」
- AM0086 「安全な飲料水供給のためのエネルギー利用ゼロの浄水機の導入」
- AM0094 「家庭もしくは業務用バイオマスコンロ・暖房器具の配布」
- ACM0014 「産業廃水処理からの温室効果ガス排出量の削減」
- ACM0016 「大量高速輸送プロジェクト」
- AMS-I.E 「利用者による熱利用のための非再生可能バイオマスからの転換」
- AMS-II.E 「建物でのエネルギー効率・燃料転換手法」
- AMS-III.AR 「化石燃料利用型照明の LED 照明システム又は蛍光灯照明システムへの置換」

(重要性 (materiality) の概念に関するガイドライン)

重要性の概念に関する決定の実施のためのガイドライン作成スケジュールが合意された。今回は、DOE より、概念の共通理解を促進するためのガイドラインに含めるべき、または含めるべきでない事例についての提案がなされ、それに基づき、事務局がガイドラインを作成、EB68 に原案を提出、6 月 8 日~7 月にパブリックコメント、8 月に修正案を作成、9 月の EB69 に最終案を提出することとなった。

(その他)

一部の方法論において、クレジット期間が 10 年のものしか選択できないとの指摘がなされていることについて、方法論パネルに対し、当該方法論において、選択肢を通常の方法論のように¹⁹最大 7 年間 (2 回更新) のものも選べるように修正できるか検討、またすでに同方法論に基づいて実施中のプロジェクトのクレジット期間を更新する措置が必要となった場合に想定される問題について調査す

¹⁹ プロジェクト参加者は、最大 7 年間 (2 回更新可能: 最長 21 年間) 又は最大 10 年間 (更新なし) のいずれかのクレジット期間を選択できる [CMP/2005/8/ad1.p17 パラ 48]。

るよう求めた。

5. 各種フォーラム及び関係者との関係

5.1 DNA

全世界を対象とした DNA 向けトレーニング (Global DNA Training) が 3 月 20 日～21 日に第 13 回 DNA フォーラム (13th Global DNA Forum) が 3 月 22 日～23 日の日程でドイツ・ボンにて開催された。また、アフリカ地域における DNA 向けトレーニングが、4 月 15 日～16 日にエチオピアのアジスアベバで開催された。アフリカ・カーボン・フォーラムも 4 月 18 日～20 日にアジスアベバで開催された。

5.2 DOE

DOE との電話会議及びウェブ会議がそれぞれ 4 月 24 日と 5 月 8 日に実施された。また、近く中国、インド、ブラジルにおいて、DOE 向けのワークショップが開催されることが報告された。

5.3-5.4 利害関係者

持続可能な開発メカニズムに関する第一回共同ワークショップが 5 月 24 日～25 日にドイツのボンで開催された旨報告がなされた。

CDM ラウンドテーブル会合準備状況が報告され、第 1 回目の CDM ラウンドテーブル会合での取り扱い議題に関するパブリックコメント募集が決定された。(募集期間：5 月 14 日～28 日)

6. その他

次回第 68 回 CDM 理事会 (EB68) は、2012 年 7 月 16 日～20 日にドイツ・ボンにて開催予定。

(報告者：古宮 祐子)